

会 員 各 位

一般社団法人栃木県トラック協会
会 長 石塚 安民
(公印省略)

令和6年度 「第39回営業用自動車事業所交通事故防止 100日コンクール」の実施及び表彰について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年実施しております栃木県警察本部、栃木運輸支局等の主催による見出しのコンクール実施要領が決まりましたので、事業所等で交通事故防止対策会議等を開催し、本主旨の徹底を図り交通事故の絶無を期すよう通知致します。

なお、事業所の入口等に懸垂幕等を掲出するなど、全従業員に本運動を周知徹底するようお願い申し上げます。

記

1. 実施要領 別紙のとおり
2. 実施期間 令和6年9月23日(月)～12月31日(火)の100日間
3. 備 考
 - ①トラック協会から、成績優秀事業所を栃木県警察本部長・栃木運輸支局長の連名表彰及び栃木県警察交通部長表彰へ上申致します。
 - ②12月末に表彰受賞希望に係る活動報告書等をFAXします。詳細は同FAX通知でお知らせします。
 - ③事前に審査を行い2月頃に表彰式を行います。

**※本表彰はGマーク申請時の【輸送の安全に関する表彰】
についての加点対象のコンクールとなります。**

**第39回営業用自動車事業所交通事故防止
100日コンクール実施要領**

| | |
|--------------------|--|
| 目 的 | この営業用自動車事業所交通事故防止100日コンクール（以下「コンクール」という。）は、営業用自動車事業所と関係機関・団体が一体となり各種の対策を積極的に推進して事業活動における交通事故を防止し、旅客及び貨物の安全な輸送を図るため実施するものである。 |
| 実施期間 | 令和6年9月23日(月)から12月31日(火)までの100日間 |
| 主 催 | 栃木県警察本部 関東運輸局栃木運輸支局 一般社団法人栃木県バス協会 一般社団法人栃木県タクシー協会 一般社団法人栃木県トラック協会 |
| 参加事業所 | 各協会加盟事業所（営業所）とする。 |
| 参加事業所の推進事項 | <p>運転者管理を徹底し、次の活動のほか、独自の対策を積極的に企画し、推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検による車両管理の徹底や運転者の健康チェック ○ アルコールチェッカー等を利用した運転前後の呼気検査の実施 ○ 運転記録証明書（SDカード）を活用した運転者管理 ○ 「飲酒運転根絶宣言」「交通事故ゼロ宣言」の実施 ○ 朝礼、ミーティング時におけるシートベルト全席着用の周知 ○ 安全運転コース等を利用した体験的な安全教育の実施 ○ こどもや高齢者に優しい3S（スリーエス）運転の実施 ○ 危ない歩行者「思いやり110番」の実施 ○ 交通事故防止検討会、講習会の実施 ○ 高齢者の交通事故防止活動、標識・カーブミラー等の交通安全施設の点検及び道路環境整備など、社会貢献を視野に入れた活動の推進 |
| 成績の決定及び審査委員 | <p>1 成績の決定 審査委員会において決定する。</p> <p>2 審査委員</p> <p>委員長 栃木県警察本部交通部長 副委員長 関東運輸局栃木運輸支局首席陸運技術専門官 " 栃木県警察本部交通部交通企画課長 委員 栃木県バス協会専務理事 " 栃木県タクシー協会専務理事 " 栃木県トラック協会専務理事</p> |
| 成績の評価 | <p>1 対象とする交通事故及び付加点数</p> <p>(1) 対象事故</p> <p>コンクール期間中における参加事業所（営業所）の車両に係わる死傷者の生じた交通事故を対象とし、別記様式「交通事故防止100日コンクール用交通事故発生報告書」の提出を各協会に行うものとする。</p> |

なお、各協会は、参加事業所（営業所）から交通事故発生報告書の提出を受けた場合は、審査委員会に報告するものとする。

(2) 交通事故付加点数

| 付加点数 対象事故 | 付 加 点 数 | |
|---------------|---------|-------|
| | 第1当事者 | 第2当事者 |
| 死亡事故 | 100点 | 50点 |
| 重傷事故（傷害30日以上） | 50点 | 25点 |
| 軽傷事故（傷害30日未満） | 30点 | 15点 |

2 成績指数

成績指数は次の計算式により算出する。

$$\text{成績指数} = \frac{\text{総付加点数}}{\text{審査対象基礎台数}} \times 100$$

※ 審査対象基礎台数は、各協会から報告された参加事業所等の車両台数とする。

3 成績評価方法

- (1) 栃木県バス協会、栃木県タクシー協会及び栃木県トラック協会別に事業所（営業所）の順位を決定する。
- (2) 成績は、原則として成績指数の低い事業所（営業所）をもって上位とする。
- (3) 成績指数が同一の場合は、実施した交通事故防止活動の内容を勘案するとともに、及び審査対象基礎台数の多い事業所を上位とする。
- (4) 参加事業所（営業所）の車両によるひき逃げ、飲酒、無免許、妨害運転等の悪質違反及びこれら違反が絡む交通事故が発生した場合は、表彰の対象から除外する。
- (5) 各協会へ死傷事故の生じた交通事故の報告がなされていないことが判明した場合には、3年間表彰対象から除外する。

表彰等

- 1 成績優秀事業所（営業所）に対し、栃木県警察本部長、関東運輸局栃木運輸支局長の連名による表彰を行う。
- 2 各協会別の表彰事業所（営業所）は次のとおりとする。
 - (1) 栃木県バス協会は、上位5事業所を表彰する。
ただし、乗合バスから1事業所、貸切バスから4事業所を表彰する。
 - (2) 栃木県タクシー協会は、上位10事業所を表彰する。
 - (3) 栃木県トラック協会は、上位13事業所を表彰する。

その他留意事項

- 1 コンクール実施にあたり疑義が生じた場合は、栃木県バス協会、栃木県タクシー協会、栃木県トラック協会、警察本部交通企画課、栃木運輸支局整備課が協議する。
- 2 各協会にあっては、コンクールの趣旨に沿った活動が展開されるよう周知活動及び個別指導を推進する。
- 3 各事業者は、立て看板の掲出や社内報・チラシ等を発行するなど、全従業員に対しコンクールの周知徹底を図り、交通事故防止気運の高揚を図る。

第 8 回交通事故防止優良事業所等表彰要領

| | |
|-----------|--|
| 目 的 | <p>営業用自動車事業所による交通事故を防止し、旅客及び貨物の安全な輸送を図るため、昭和61年から「営業用自動車事業所交通事故防止100日コンクール」（以下コンクールという。）を実施しているところ、同コンクールの更なる充実を図るため、年間を通じ、献身的に交通事故防止活動に取り組んだ事業所等に対し、交通部長による表彰を行うこととする。</p> |
| 表 彰 種 別 | <p>栃木県警察本部交通部長賞とする。</p> |
| 対 象 期 間 | <p>令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間</p> |
| 対象事業所等 | <p>次の協会に加盟している事業所又は営業所（以下「事業所等」という。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般社団法人栃木県バス協会 2 一般社団法人栃木県タクシー協会 3 一般社団法人栃木県トラック協会 |
| 表 彰 基 準 | <p>同一年におけるコンクールの受賞事業所等以外であって、次のいずれかに該当する事業所等とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 期間中、事業活動時における交通事故の発生がなかった事業所等 2 交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に貢献した事業所等 |
| 推 薦 者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 一般社団法人栃木県バス協会会長 2 一般社団法人栃木県タクシー協会会長 3 一般社団法人栃木県トラック協会会長 |
| 推 薦 方 法 等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 推薦は別記様式により交通部長に提出する。 2 推薦基準は、前記表彰基準を満たす事業所等とする。 3 推薦数は下記のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般社団法人栃木県バス協会 2事業所程度 (2) 一般社団法人栃木県タクシー協会 2事業所程度 (3) 一般社団法人栃木県トラック協会 20事業所程度 |
| 表 彰 等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 優良事業所等に対し、栃木県警察本部交通部長による表彰を行う。 2 次の各号のいずれかに該当する事業所等は表彰から除外する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業所等の車両によるひき逃げ、飲酒、無免許、妨害運転等の悪質交通違反及び同違反が絡む交通事故の発生がある場合。 (2) 事業所等の車両による交通死亡事故が発生した場合。 |